

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学学則の授業料等の返付に係る規定の改正に基づき、所要の改正を行うものである。

(平成18年12月27日 財務委員会 審議承認。学則の一部改正(平成19年学則第1号)に伴い施行)

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(学生納付金)</p> <p>第2条 本学において、収納する学生納付金は、以下の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 授業料(附属幼稚園(附属養護学校の幼稚部を含む。)にあっては、保育料。以下同じ。)</p> <p>(2) 入学金(附属幼稚園にあっては、入園料。以下同じ。)</p> <p>(3) 検定料(附属小学校及び附属中学校並びに附属養護学校の小学部及び中学部において、入学を許可するための試験、健康診断、書面その他による選考等を行った場合を含む。)</p> <p>(4) 寄宿料</p> <p>2～3 [省略]</p> <p>4 本学の学部において、出願書類等による選抜(以下「<u>第1段階選抜</u>」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「<u>第2段階選抜</u>」という。)を行う場合の検定料の額は、第2項の規定にかかわらず、別表2のとおりとする。</p> <p>5 本学の附属高等学校、附属養護学校の高等部、附属幼稚園、附属小学校及び附属中学校並びに附属養護学校の小学部及び中学部の入学を許可するための選考等において、抽選による選考等を行い、その合格者に限り試験、健康診断、書面その他による選考等(以下「<u>試験等</u>」という。)を行う場合の検定料の額については、第2項の規定にかかわらず、別表3のとおりとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(<u>検定料の返付</u>)</p> <p><u>第11条 国立大学法人東京学芸大学学則(平成16年学則第2号)第61条第2項第3号に規定するその後の選抜に係る検定料相当額は、別表2に定める第2段階選抜に係る額とする。</u></p> <p>(寄宿料の額及び収納方法)</p>	<p>[省略]</p> <p>(学生納付金)</p> <p>第2条 本学において、収納する学生納付金は、以下の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 授業料(附属幼稚園(附属養護学校の幼稚部を含む。)にあっては、保育料。以下同じ。)</p> <p>(2) 入学金(附属幼稚園にあっては、入園料。以下同じ。)</p> <p>(3) 検定料(附属小学校及び附属中学校並びに附属養護学校の小学部及び中学部において、入学を許可するための試験、健康診断、書面その他による選考等を行った場合を含む。)</p> <p>(4) 寄宿料</p> <p>2～3 [省略]</p> <p>4 <u>第1項に規定する</u>本学の学部において、出願書類等による選抜(以下<u>この項において「第1段階目の選抜</u>」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下<u>この項において「第2段階目の選抜</u>」という。)を行う場合の検定料の額は、第2項の規定にかかわらず、別表2のとおりとする。</p> <p>5 <u>第1項に規定する</u>本学の附属高等学校、附属養護学校の高等部、附属幼稚園、附属小学校及び附属中学校並びに附属養護学校の小学部及び中学部の入学を許可するための選考等において、抽選による選考等を行い、その合格者に限り試験、健康診断、書面その他による選考等(以下<u>この項において「試験等</u>」という。)を行う場合の検定料の額については、第2項の規定にかかわらず、別表3のとおりとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(寄宿料の額及び収納方法)</p>

第12条 〔省略〕

別表1 〔省略〕

別表2 (第2条第4項及び第11条関係)

区 分	<u>第1段階</u> 選抜に係る額	<u>第2段階</u> 選抜に係る額
学 部	4,000 円	13,000 円

別表3 〔省略〕

別表4 (第12条第3項関係)  
〔省略〕

附 則

この規則は、平成19年1月11日から施行する。

第11条 〔省略〕

別表1 〔省略〕

別表2 (第2条第4項関係)

区 分	<u>第1段階</u> 目の選抜に係る額	<u>第2段階</u> 目の選抜に係る額
学 部	4,000 円	13,000 円

別表3 〔省略〕

別表4 (第11条第3項関係)  
〔省略〕